

## 市税の軽減措置チェックシート

### (1) 軽減措置の内容

担当	健康局生活衛生部生活衛生課
概要	大阪市市税条例施行規則第4条第1項第4号について、継続して減免措置を必要とするもの
目的	公衆浴場は、日常生活において保健衛生上必要な施設であり、地域の自家風呂のない市民に、清潔で安全な入浴機会を低料金で提供するという社会的責任を負った施設であることから、公衆浴場に対する施策の一つとして固定資産税の減免措置を実施する。
税目	固定資産税・都市計画税
軽減対象	公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項に規定する公衆浴場のうち物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条の規定に基づき入浴料金が定められているもの
軽減割合	100分の34
軽減期間	3年間(令和8年度から令和10年度まで)
減収見込額等	今後3年間見込：87,699千円(令和7年度見込額：29,233千円×3年)
導入経費 (別途予算要求有)	なし

### (2) 直近の見直し状況

見直した時期	令和4年度
内 容	平成25年度にあり方を検討し、平成26年度以降の取り扱いを次のとおり決定した。(令和5年度以降も同軽減割合で継続を決定。) 平成25年度まで:67% → 平成26年度:50% 平成27年度以降:34%

### (3) 効果の検証

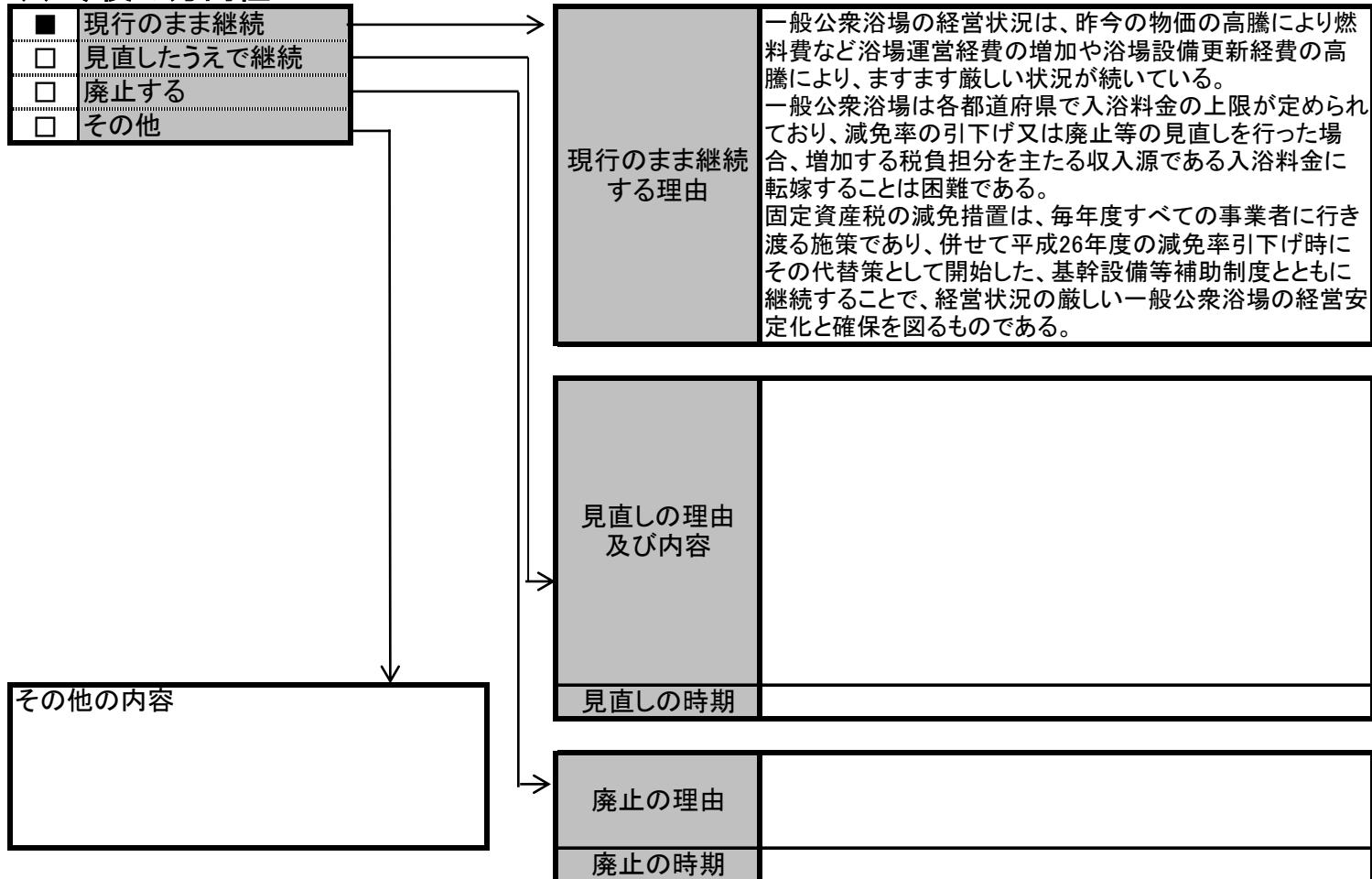
指標・目標値	一般公衆浴場を発生源とするレジオネラ症の発生件数 0件
効果測定方法	自主検査又は保健所立入調査等による行政検査及びレジオネラ属菌検出時の改善確認
達成状況	レジオネラ属菌検出施設数の割合は、直近3年間で年平均12%程度であるが、検出したすべての施設で直ちに改善措置を講じており、レジオネラ症の発生もなく、目標値に達している。

効果の評価	理由
十分効果をあげている	<input checked="" type="checkbox"/>
一定の効果をあげている	<input type="checkbox"/>
効果に疑問がある	<input type="checkbox"/>
その他	<input type="checkbox"/>

#### (4)確認項目

基本的視点		適	不適	説明
1 法律との整合性		■ <input checked="" type="checkbox"/>	□ <input type="checkbox"/>	公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律(昭和56年法律第68号)第6条により、「地方公共団体は、公衆浴場について、その確保を図るため必要と認める場合には、所要の助成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」とあることから問題ない。
2 公益上の必要性		■ <input checked="" type="checkbox"/>	□ <input type="checkbox"/>	公衆浴場は、日常生活において保健衛生上必要な施設であり、地域の自家風呂のない市民に、清潔で安全な入浴機会を低料金で提供するという社会的責任を負った施設である。その公衆浴場の確保のための支援策として、固定資産税の減免措置は有効である。
3 実務上の妥当性		■ <input checked="" type="checkbox"/>	□ <input type="checkbox"/>	前回の見直し時点から、取扱いに変更がないため問題ない。
4 対象を定める期間の妥当性		■ <input checked="" type="checkbox"/>	□ <input type="checkbox"/>	既に対象は限定済みである。
5 軽減期間の妥当性		■ <input checked="" type="checkbox"/>	□ <input type="checkbox"/>	減免見直しの原則である3年間とするため、妥当である。
6 手段の妥当性		■ <input checked="" type="checkbox"/>	□ <input type="checkbox"/>	公衆浴場は、日常生活において保健衛生上必要な施設であり、地域の自家風呂のない市民に、清潔で安全な入浴機会を低料金で提供するという社会的責任を負った施設である。しかし、公衆浴場を取り巻く状況は厳しく、令和7年3月末時点の施設数は、平成27年3月末からの10年間で約47%にのぼる171施設が転廃業などにより減少しており、依然経営状況の厳しさが伺える。地方公共団体は、これら公衆浴場の経営の安定化及び確保等必要な措置を講ずべきであり、毎年度全体に行き渡る固定資産税の減免措置は、施策の一つとして妥当である。
7 他の施策との関係		■ <input checked="" type="checkbox"/>	□ <input type="checkbox"/>	他に衛生向上等事業補助金、公衆浴場住民等相互交流活性化事業補助金を措置しているが、衛生向上等事業補助金については公衆浴場の衛生維持等を目的として薬剤、ろ材等消耗品の購入、基幹設備・バリアフリー設備の整備に対して支援しており、公衆浴場住民等相互交流活性化事業補助金は、公衆浴場の活性化及び住民の交流を目的としたイベント等開催にかかる消耗品等の経費を補助対象としている。これらの補助金は、公衆浴場の一部事業に対する支援である。 一方、固定資産税・都市計画税の軽減措置については、そうした設備の維持管理やイベント等の有無にかかわらず、公衆浴場施設の保有に対して一律に支援している。 どちらの支援措置も、市民に清潔で安全な入浴機会を低料金で提供するという社会的責任を負いながら、経営状況が厳しい中で営業を継続しようと努力している事業者にとって、必要な措置として講じている。
8 減収見込額の妥当性		■ <input checked="" type="checkbox"/>	□ <input type="checkbox"/>	平成26年度から基幹設備の補助制度を新設したこともあり、現行の減免率は妥当である。

## (5) 今後の方向性



終期設定
令和 10 年度

<input type="checkbox"/>	終期到来により廃止
<input checked="" type="checkbox"/>	終期到来時に再検討

次回検証年度(予定)
令和 10 年度

## (6) 財政局のコメント(今後の課題等)

公衆浴場は、保健衛生上必要な施設であり、厳しい経営状況にあることから、補助施策の充実に加え、市税の減免措置を継続することが妥当であると考える。